

□第72回委員会(H20. 2. 11開催)以降の会議開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	頁
委員会	第 72 回	2008.2.11	13:30～ 17:30	みやこめっせ	1)淀川水系河川整備計画原案に関する総括的な審議 水系の統合的流域管理 2)淀川水系河川整備計画原案に関する総括的な審議 生命の治水	P2

開催日時 2008 年 2 月 11 日 (月) 13 : 30 ~ 18 : 40

場 所 京都市勧業館みやこめッセ B 1 階 第 1 展示場 B 面

参加者数 委員 16 名、河川管理者 (指定席) 21 名、一般傍聴者 (マスコミ含む) 161 名

1. 決定事項

・ 次回の第 73 回委員会 (2/20) では、以下の審議を行う。

① 水需要管理について (意見発表は、綾委員と千代延委員)

② 委員会のこれまでの審議のあり方や住民意見の反映について (意見発表は、田中委員と川上委員)

2. 審議の概要**1) 原案に関する総括的な審議 水系の統合的流域管理**

委員より、審議資料 1-1 「水系の統合的流域管理について」、当日配付資料 「淀川水系河川整備計画における河川環境の保全と再生について (意見)」 を用いて意見発表がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。

- ・ 以前に比べれば、「河川環境の保全」が整備事業に反映されており評価できるが、個々の事業の連携ができていないという委員の指摘はその通りだ。個々の事業を連携し、総合的な全体プランとして進めていくためには「目標」と「評価軸・指標」が必要になる。例えば、生物種を絶滅させないという目標であれば、「イタセンパラ等をどのように復活するのか」という目に見える指標が必要。また、侵略的外来生物の増殖も課題として取り組んでいく必要がある。
- ・ 河川環境にとっては、縦断方向 (流れ) の連続性の回復が重要。整備計画でより明確に打ち出す必要がある。また、地域毎に治水・環境・利水の関係は変わるため、流域一括で議論するのではなく、地域毎に考えないといけない。絶滅種は、たとえ合理的な説明ができなくとも、理屈抜きで予防的に保存すべきだ。
- ・ 原案には、環境へのマイナスの影響評価が含まれていない。統一的な指標で判断しなければならない。
- ・ 環境対策として丹生ダムでの異常渇水対策を計画している一方で、丹生ダムの環境への悪影響は置き去りにしている。原案は戦略的な計画とは言えず、環境が河川管理者の都合の良いように取り扱われている。
- ・ 原案には、管轄外の河川に対する考え方が抜けている。
- ・ 委員会は「ダムは役に立ってきたが、後世まで負の影響が残るので、他に方法がない場合にダムを」という意見を述べてきたが、原案では十分な検討がなされずに異常渇水対策やアセットマネジメントが計画されている。河川管理者も「ダムには問題もある」という認識を持っていながら、ダムに頼らない方法を示していない。現状の問題点への対策を原案に直結させるべきだ。
- ・ 「統合的管理」や「一元的管理」とは、どのような管理なのか。河川管理者は「管理」ではなく「調整的な役割」になっていくのではないか。また、一体どこまでが「環境」に含まれるのか。委員会があまりにも理念的すぎる意見を出してしまうと、河川管理者とのコミュニケーションはうまく成立しない。理念と河川管理者の実務を繋ぐ仕組みも提供しなければ、お互いに意見の言いっぱなしになってしまう。
- ・ 河川の審議が中心で、湖沼の審議が後回しになっている。意見を積み上げるための審議が必要だ。
- ・ 河川管理者だけに「環境」の全てを任せるのは難しい。環境リスクを定量化する必要がある。不確定要素があるが、専門家がリスク評価を行なうべき。
- ・ 環境リスク評価では、長期的な環境変化がもたらす影響のための対策費や管理費 (例：水質変化が及ぼす利水への影響) も含めなければならない。ダムが採算に合わないケースも出てくるのではないか。
- ・ 原案は基礎案から一步踏み出した計画だと評価する。実施に向けて、各種の組織を早く立ち上げるべき。
- ・ 治水リスクと環境保全、防災と生物保全、どちらをとるかは政策的判断になる。河川管理者には政策的判断を明示してもらい、生態系とのバランスをどう取っていくかを整備計画で示して欲しい。
- ・ 河川管理者も「河川環境の保全」をとり入れようとしているが、どうしても治水と利水が前面に出てしまい、統合的管理には至っていない。原案には、具体案も一貫した河川環境計画も見あたらない。
- ・ 原案に河川管理者の権限に関する考え方が示されていない点が不満だ。例えば、洗堰での水位操作には環境の視点が含まれていない。見直していかなければならない。

2) 原案に関する総括的な審議 生命の治水

委員より、スライドを用いて意見発表がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。

- ・ 原案にどのような修正を加えていくべきか、委員会で意見をまとめるべき。原案が認められ、実際の事業実施に移った途端、「流域管理」や「流域対応」が見えなくなってしまう。これらをどこがどのように担保するのか、道筋をつくっていくかなければならない。それが委員会の次の役割だ。
- ・ 住民や自治体を巻き込んだ体制をどのようにつくっていくか、その体制の中で河川管理者はどのような役割を果たすのかが重要になってくる。河川管理者には調整していく役割や権限を期待したいが、原案の微修正だけではどうしようもない。原案の次の段階も考えておかないといけない。
- ・ 戦後最大洪水対策を優先するという計画でよいのか。予想を超えた洪水が発生する可能性が高い状況で、「しぶとい堤防」「逃げる時間を稼ぐための堤防補強」を目標にすべきだ。難破堤防には技術的な信頼性がなく計画には盛り込めないというのが河川管理者の説明だが、なぜ平成 14 年の堤防設計

指針から「越水に対する難破堤堤防の設計」が削除されたのか。河川管理者は説明すべきだ。

→後日、背景や考え方をきちんと説明したい(河川管理者)。

- ・超過洪水だけではなく、さまざまな洪水を対象にすべきだ。全川を難破堤堤防にするのは無理で、そのしわ寄せを上流部だけに持って行くのは不公平。ダムと並行して、下流の越水対策も行うのではないかと。

→「越水対策は計画には盛り込まない」というのが河川管理者の説明だ(委員長)。

→構造物をつくる以上、外力に対する効果を考えて計画を進めたい。現在も耐越水堤防については検討や実験を行っており、粘り強い堤防についていろいろ工夫している。しかし現時点では、越水に対して壊れない堤防の技術はない。そのため、計画に位置づけることができないと考えている(河川管理者)。

→木造住宅においては、たとえ基準以下の耐震設計値であっても、効果はある。河川管理者が住民の生命を考えているなら、基準についてどうこう言う前に「今、自分たちに何ができるのか」を考えるべきだ。耐越水堤防の基準は過去にあったし、淀川水系で暫定的な基準をつくれればよい(委員長)。

- ・耐越水堤防という1つの方法に頼るのも危険だ。さまざまな方法を組み合わせて防災力を高めるべき。
→「堤防補強だけ」とは考えていない。堤防補強は全くやっていないので、最低でも堤防補強はやらないといけない。その上で、流域全体で治水を受け持つ必要がある(委員長)。
- ・広域的な計画を検討する場合は、「数字」の辻褃合わせではなく、「方向性」の議論をすべきだ。
- ・原案には、上下流バランスの説明は出てくるが、大災害時の説明は出てこない。「いかにして壊滅的な被害を防ぐのか」は至上命題で、その際には、どうしても下流の人口密度を考慮する必要があるだろう。
- ・30年後に整備計画が完成したとしても、破堤の危険性は現状と変わらない。ダムの有無に関わらず「危険な場所に住んでいる」という事実が変わらない以上、ダム以外の方法も考えておかないといけない。
- ・「原案以上の安全度を達成する」という整備計画が必要。全国レベル以上にする意気込みでやるべきだ。
- ・都市計画に対して河川側から意見を述べていく時だ。「天然の遊水地」等の提案もしていったらいい。河川管理者には、土地利用規制に踏み込んだ上で、ハードの説明をして欲しい。
- ・破堤による壊滅的な被害の回避という方向性は賛成だ。スーパー堤防はその1つの方法だが、まだ努力不足。破堤を想定した流域対応と同時に「何年以内にこのレベルの安全度にする」という約束も必要になる。原案にある各種の協議会で具体的に話を進め、委員会がフォローアップを行えばよい。
- ・基礎案と原案には決定的な違いがある。原案に「越水に対して堤防をできるだけ壊れにくくする」ということを盛り込まなくてよいのか。堤防の越水対策に最優先で取り組まないのは、国の怠慢だ(委員長)。
→スーパー堤防を実施する際、「スーパー堤防が越水対策の一番の方法」という説明で予算が付いている。他の越水対策を行うためには、この論理を変えないといけないという事情もあるだろう。
→それは国交省と財務省の間の話だ。委員会は住民の生命について議論しているのだから、委員会として、言うべき意見を言うべきだ。以前の委員会で河川管理者は「越水対策や堤防補強をどれくらいの事業費でやるのかを説明する」と発言したが、いまだに説明がない。河川局では越水対策はタブー視されているのだろう。なぜ平成14年の堤防設計指針から「越水に対する難破堤堤防の設計」が削除されたのかも含めて、きちんと説明して欲しい(委員長)。

3. 一般傍聴者からの意見聴取：11名の一般傍聴者から「耐越水堤防をやめた河川管理者の言い分は「技術が確立されていないから」だろうが、浸透や洗削対策の技術は確立されているのか。基準にこだわるのではなく、明らかに越水に強くなる工法はやるべきだ」「高月町は洪水の危険にさらされている。堤防の側に民家があり、河道は修正できない。姉川・高時川の整備計画もできず、5万人の安全が先延ばしにされている」「丹生ダムは地元が心からのぞんでいる計画だ。地球温暖化による大洪水と大洪水が頻発しているし、高時川も瀬切れと豪雨が頻発している。天井川で周囲に集落もあるため、ダムしか方法がない。早く実施して欲しい」「今後10年の社会変化(少子高齢化、人口減少、経済減速、地震等)を把握した上で原案を改め、基本方針におもねらない、独自の整備計画を作るよう整備局長に要請する」「河川管理者の説明には一貫性がない。技術的には確立されていない天ヶ瀬ダムのトンネル放水案が原案にあるのだから、越水に強くなる堤防補強も取り入れるべきだ」「委員会には堤防の耐震対策について審議して頂きたい。瀬田川と宇治川は後期放流が長期に及ぶため、耐震対策についてはっきりすべきだ。淀川本川や宇治川で予定されている河床掘削の内容を明らかにすべき。環境と治水の両立は可能だ。委員会には塔の島地区の流下能力や宇治発電所の放流量について審議して頂きたい」「宇治川調査団は、実地調査と住民ヒアリングによって、報告書をまとめた。

「1500m³/s」は危険で犠牲も大きく、積極的な理由もない。宇治川はかつて6回破堤しており、堤防砂利層からのパイピングする恐れもある。1～2週間の後期放流は危険だ。天ヶ瀬再開発計画の撤回を求める」「天ヶ瀬ダム周辺には断層が通過している。既存の4本の水路トンネルに加えて、放水トンネルをつくれれば、支持基盤への影響が大きくなるのではないかと。ダムの地質調査結果が示されていないのは不満だ」「住民は「ダムがあっても洪水は起こる」と思っており、今や、堤防補強に及び腰の河川管理者が遅れている」といった発言がなされた(例示)。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。
詳細な議事内容については、議事録をご参照下さい。